

質 問 書

業務／工事名【令和6年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回答
1	入札説明書	5	4. (5). イ. (7)	配置予定技術者の施工経験は国が発注する公共工事とありますが国立大学法人発注の工事は有効な施工実績として認められますか。	入札説明書に記載の通り、国とは、環境省、他省庁(地方出先機関(局及び事務所・管理所等)を含む)とするため国立大学法人発注の工事は施工実績として認められません。
2	入札説明書	14	7. (3). イ	配置予定技術者の施工経験について主任技術者または担当技術者として従事期間が全工期の半分以上を満了し、工事の経験が分かる工事実施工程を提出すれば施工実績としてみとめられますか。	貴見のとおりです。
3	入札説明書	15	7. (3). オ	放射線管理責任者の放射線管理の実務経験について弊社が福島地方環境事務所発注の特定廃棄物セメント固化処理業務で除染工事共通仕様書1-1-4(1)の④～⑧に掲げる職務に1年以上従事していますが、有効な実務経験として認められますか。	貴見のとおりです。
4	入札説明書	4	4 (5)	配置予定技術者の施工経験について、4 (5) イ (ア) において「国が発注する公共工事(土木工事)の施工経験」とありますが、4 (5) イ (イ) においては「当該施工実績が国又は地方公共団体の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと」と記載されています。国発注のみと地方公共団体発注工事を含むものが混在しておりますが、どちらが正しいかご教示願います。	(ア)(イ)とも「国が発注する公共工事」とし、「正誤表」より訂正し再掲します。
5	入札説明書	8	5(1)イ	指定テーマ5において、「地域への貢献に関する提案」が求められておりますが、地域とはどこの範囲を指し示すのでしょうか。ご教示願います。	貴社の責任においてご判断ください。
6	入札説明書	12	5 (5)	施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出について、「開札後、必要に応じて追加資料の提出を求めるものとする」とありますが、調査標準価格を下回らなかった場合の想定されている様式番号をご教示願います。	入札説明書5. (5)の記載の通り、必要に応じ追加資料の提出を求めるもので、追加資料は、別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」の通りとなります。なお、追加資料を提出すべき旨の連絡は、入札説明書10. (4)の開札の後、別表1. ①に示す期日までに入札参加者あてに連絡します。
7	入札説明書	12	5 (5)	施工体制確認のためのヒアリング出席者について、「確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術1名を含める」といった記載がありますが、JVで申請を行う場合、各社から1名ずつのヒアリング参加が必要でしょうか。それとも、代表者、構成員問わず企業体で1名という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	JVで申請を行う場合は代表者の配置予定技術者1名を含め3名以内でご出席下さい。各社1名ずつ出席する必要はありません。
8	入札説明書	16	7(3)カ (ウ)	入札説明書では、「文字ポイントについては、10.5ポイントとし、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと」と記載されています。(1)提案の着眼点、(2)提案の内容、(3)期待される効果と根拠、については、全て黒文字とし、装飾文字の使用が不可、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	書体(フォント)とアンダーラインのみ使用可能です。
9	入札説明書	16	7(3)カ (ウ)	入札説明書では、「写真・図表・ポンチ絵等については、技術提案に貼付しても良いが、指定範囲(指定した提出資料枚数)に含めるものとする。なお、文字等が認識できればその他の制約(文字色・装飾文字等)を設けない。」と記載されています。黒文字以外でも可、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
10	入札説明書	16	7(3)カ (ウ)	提出する技術提案書は、表題の文字サイズや行間を変更して行数を増やすことは可能でしょうか。ご教示願います。	文字サイズについては入札説明書に記載の通りです。提案内容が判断できる範囲で、文字数や行間及び余白については制限はありません。また、ファイルの綴しろや資料番号記載がなくなるような範囲としてください。
11	入札説明書	16	7(3)カ (ウ)	提出する技術提案書は、枠の幅を上下に広げて行間隔を狭くするなど、行数を増やすことは可能でしょうか。ご教示願います。	回答NO10を参照してください。
12	入札説明書	16	7(3)カ (ウ)	技術提案書に挿入する図表についても、評価対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
13	入札説明書	17	7(3)カ (オ)	「カタログ、他社の工法説明書等については、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。」とありますが、NETIS、特許、報文、メーカー試験成績、自社実績については提案内容が担保できる理由を記載しなくても有効でしょうか。ご教示願います。	入札説明書に記載の通りです。
14	入札説明書	17	7(3)カ (オ)	参考資料は、様式の指定(余白、文字間隔、行間隔)やフォントの制約(文字サイズ、着色、太字、アンダーライン等)はなく、自由様式と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
15	入札説明書 様式3-1		注記※11	「○従事している工事において、主任(監理)技術者の変更をもって配置する場合」とありますが、担当技術者として現在配置されている者を配置変更により本工事の技術者として申請を行う場合は、受発注者双方が認めた書面(工事打合簿等)は添付しなくてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
16	入札説明書 様式3-1		注記※11	「○従事している工事を工期内に完成させ配置する場合」について、従事工事工期末が本工事工期開始よりも後になっている場合で、実施工程を本工事工期開始よりも早く完了させる場合のことと理解しておりますが、従事工事工期末が本工事工期開始日より前に完了する場合は重複しないものとして、書面の添付等必要ないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札説明書7. (3)イに記載の通り、「申請時における他工事の状況」において判断します。提出期限までに工事が完了していない場合は書面の添付が必要です。

17	入札説明書 様式3-1		注記※12	CORINS登録が無の場合は「添付書類頁：○/○○～○/○○」と記載があるため、確認できる書類を添付することと理解しております。 CORINS登録が有の場合ですが、「登録番号：○○-○○-○○」と記載があるためCORINS登録番号を記載することは理解できますが、(○/○○～○/○○)との記載欄がないため、CORINS登録写しの添付は不要と理解してよろしいでしょうか。それとも写しを添付し、「無(添付書類頁：○/○○～○/○○)」の部分を利用して添付箇所を明記する必要がありますでしょうか。ご教示願います。 また、上記以外の方法でありましたらご教示願います。	CORINSで技術的内容が確認できる場合は添付は不要です。
18	入札説明書 様式4			「■指定テーマ○(※「■」には、技術提案の見出しとして指定テーマ番号を記載する)」とありますが、例えば「■指定テーマ1」のように、「■指定テーマ○」部分の「○」の箇所に指定テーマ番号を記載するという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	「(※「■」には、)を「(※「○」には、)とし、「正誤表」より訂正し再掲します。
19	入札説明書 様式1 様式2 様式3-1 様式3'-1 様式3-2 様式3-2別紙		注記	入札説明書様式4 技術提案書 注6 では「本様式の注意書きを削除してもよい」と記述がありますが、様式1、様式2、様式3-1、様式3'-1、様式3-2、様式3-2別紙においても同様に提出の際は削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式4のみ注意書きを削除可とします。
20	入札説明書 様式1 様式2 様式3-1 様式3'-1 様式3-2 様式3-2別紙 様式4 様式5		フッター	各様式についているフッターは削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	フッターは削除しても構いませんが、現在のページ数/全体のページ数は必ず記載して下さい。
21	入札説明書	10	5(4)ウ	指定テーマ2の評価基準に記載の「屋敷林」とは、どのような木々を指すのか不明確なため、「屋敷林」の定義をご教示願います。	貴社の責任においてご判断ください。
22	数量総括表 (除染)			「屋敷林」に対する除染とは、「数量総括表(除染)」に記載の「1.4.1.12 庭木の枝払い」を行うという理解でよろしいでしょうか。また、「屋敷林」の「枝払い」の地表面からの実施高さや、平面的な範囲等、作業の内容を具体的にご教示願います。 さらに「屋敷林」に対する除染において、「枝払い」の他にを行うべき作業がありましたら、ご教示願います。	除染等工事共通仕様書(第12版)「1.4.1.12 庭木の枝払い」に記載の通りです。
23	数量総括表 (除染)			「1.4.1.12 庭木の枝払い」が、「屋敷林」の除染作業の一つであるという前提での質問です。 「数量総括表(除染)」に記載の、工事区分「1. 住宅地等」の中に、「1.1.1.1 屋根、屋上の堆積物の除去」等の建物各部位の除染と、「1.4.1.12 庭木の枝払い」が含まれています。これは、ある所有者の同一画地において「建物の除染」を行う場合にのみ、「屋敷林の除染」を行うということでしょうか。 つまり言い換えますと、同一画地内においては、「建物を解体」する場合は、「屋敷林の除染」は行わないという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴社の責任においてご判断ください。
24	金抜き設計書 (解体)			【金抜き設計書(解体)】は(解体建物調査 業務設計書)の表紙1頁及び業務費内訳書3頁のみとなっています。【数量総括表(解体)】に対応した金抜き設計書が不足していると思われるため、ご確認いただき、ご提示願います。	不足している数量総括表と金抜き設計書を政府調達システム(GEPS)にて掲載いたします。
25	入札説明書	1	3.(4)	『(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで』と記載があります。仮に前工事の「令和5年度富岡町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事」が工期を延伸した場合は、施工範囲や使用する道路が重複すると思われるため、その場合の工事着手は、前工事竣工後からと考えてよろしいでしょうかご教示願います。	現場説明書に記載のとおりです。
26	入札説明書	2	3.(5)5)	『5) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。なお、主任技術者を兼務する場合は、別記様式3-1に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。』と記載があります。 様式3-1(注記)※11には、『本工事と重複する場合の対応措置の証明については、以下の書面を必ず添付すること。』と記載があり、この中の『受発注双方が認めた書面(工事打合簿等)』とは、別途工事において発注者と事前に交わしている書面が必要ということでしょうか。 また別途工事における上記書面の協議が、本工事の申請書等の提出期限までに整わなかった場合は、認めないということでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
27	入札説明書	6	4.(7)	『(7) 除染等工事共通仕様書(第12版)(平成31年4月環境省)(以下「工事共通仕様書」・・・放射線管理責任者を当該工事に配置できること。』との記載がありますが、他現場・他工事と兼務は可能でしょうか、ご教示願います。	除染等工事共通仕様書(第12版)「1-1-4 放射線管理責任者、作業指揮者等」に記載の通りです。